

中野区教育委員会第23回協議会会議録

開催日時 平成19年6月29日(金) 開会10時00分 閉会11時22分

開催場所 中野区役所教育委員会室

出席委員	中野区教育委員会	委員長	山田 正興
	同	委員長職務代理	高木 明郎
	同	委員	大島 やよい
	同	委員	飛鳥馬 健次
	同	教育長	菅野 泰一
事務局職員	教育委員会事務局次長		竹内 沖司
	教育経営担当課長		小谷松 弘市
	教育改革担当課長		青山 敬一郎
	学校教育担当課長		寺嶋 誠一郎
	指導室長		入野 貴美子
	生涯学習担当参事		村木 誠
	中央図書館長		倉光 美穂子
書記	教育経営分野		松島 和宏
	教育経営分野		渡邊 真理子

傍聴者数 9人

議 事

(報告事項等)

○委員長、委員報告事項

- ・ 6 / 23 新井小学校道徳地区公開講座訪問について
- ・ 6 / 24 東京小児科医会研修会について
- ・ 6 / 27 第十一中学校道徳地区公開講座訪問について
- ・ 6 / 27 東大附属中学校学校保健委員会について
- ・ 6 / 28 学校地域保健推進委員会について

○教育長報告事項

- ・ 中野区議会第2回定例会一般質問について

- ・ 常任監査委員の同意について
- ・ 文教委員会について

○事務局報告事項

- 1 事故に係る和解について（教育経営担当・学校教育担当）
- 2 区有施設の耐震診断結果と対応策について（教育経営担当）
- 3 地域生涯学習館の臨時休館について（生涯学習担当）
- 4 その他

○防犯ブザーの配布について（教育経営担当）

午前10時00分開会

山田委員長

皆さん、おはようございます。

ただいまより、教育委員会第23回協議会を開会いたします。

本日の出席状況は全員出席です。

<委員長、委員報告事項>

山田委員長

初めに、委員長、委員報告をお願いいたします。

最初に私からでございますけれども、24日の日曜日に東京小児科医会の研修会がありまして出席をいたしました。その中で、アポロ園の保護者の方がそのお子様の様子を4コマ漫画につくりまして、それを『とらぼん』という雑誌をつくって、今、中野区役所の1階の福祉売店で販売しているかと思っておりますけれども、その『とらぼん』というのが、当日出席をされました東京都内の主に開業医の小児科の先生に無償で配付されました。その中で、ちょうどそのときに、特別支援教育にかかわっております東京医科大学の先生がコメントを出してございまして、親御さんの目線を見た、また子どもの目線を見たこういう本を見ていただくこと、また、医療従事者初め一般の方々にも、特別支援にかかわる子どもたちの状況が非常に理解できるすばらしい本ではないかということで好評をいただきました。中野区で発した1冊の絵本でございますけれども、もし機会がありましたら、皆さん手にとって見ていただければありがたいかと思います。中野区が発しまして東京都内で広まったと

いうふうに理解していただければと思います。

また、研修会の中では、特にこの夏に向かっての紫外線対策ということで、小児科の先生方に対して皮膚科の先生からお話がありました。昔の日本は、天照大神ということで太陽神話があったのですが、今は、紫外線についてはどちらかというと害が多いという理解でよろしいのではないかとということで、学校の現場でも、いわゆる紫外線防止のローションのことの啓発ですとか、学校のプールなどで日焼けに対しての対策がとられているかどうか、その辺は一度点検されてもいいのではないかとのご提言がなされまして、私も学校医の一員として、これからは皮膚科の先生方にもいろいろご意見をいただいて、また対策を講じるようにしなければいけないのかなというふうに感じた次第であります。

27日は、私が学校医をしています中野区内にあります東京大学附属中等教育学校というところで学校保健委員会がありまして出席をいたしました。どこの学校もそうだと思うのですが、今、アレルギーのお子さんが非常にふえています。東大附属も御多分に漏れず、ぜんそくとアトピーのお子さんが非常にふえております。特に食物アレルギーなどに対しては、これからの宿泊の合宿などに対して現場としていろいろ指示をしなければいけないということで、例えばそばアレルギーのお子様とか、ピーナツアレルギーとか、この辺はもう一度保護者のご協力を得て、保護者と連絡を密にして、情報をきちんと提供して、旅行中事故がないようにと。東大附属は、1年生に対しては宿泊での遠泳の合宿を3泊4日、千葉の富浦で行いますし、2年生は2泊3日で84キロのウォークラリーというのを富士五湖畔でやるということで、この二つが大きなイベントということを知っておりますけれども、子どもたちが元気に行事に参加して帰ってくることを願って、保護者に対してお手紙をつくりました。

また、昨日ですけれども、東京都庁の中で、今、学校・地域保健連絡推進会議というものがありまして、私はその委員になっておりますので、本年度第1回の協議会に参加をいたしました。学校・地域保健連絡推進事業といいますのは、平成13年だったと思っておりますけれども、文部科学省が学校医参加体制だけでなく、今お話しした皮膚科ですとか、スポーツ外傷に対しての整形外科、またメンタルヘルスの精神科、性教育の産婦人科の先生を学校の協力医として派遣してはどうかという事業を立ち上げまして、東京都は、平成16年度からそれを予算化して実行しております。平成19年度については、都内の都立高校の23校に精神科のドクターを派遣して、メンタルヘルスに対して、教職員に対しての指導を

主に行うということを行っております。また、都内の高校4校に対しまして産婦人科医を派遣し、教職員に対しての性についての理解、また保護者に対しての性教育指導、さらには、こころは子どもたちに向けての性教育指導ということを取り組んでおります。そういった中で、学校の中で起きますいろいろな保健問題に対しまして専門医というものが派遣される時代が来て、それが実践をされているということでありまして、今後こういった事業が拡大されまして、子どもたちの健康に寄与すればいいのではないかと考えられます。

私からは以上でございます。

高木委員

今週は特にございません。

飛鳥馬委員

ございません。

大島委員

今週は、23日の土曜日に新井小学校を訪問してまいりました。道徳の公開授業をやっている日として、道徳の授業を拝見したいなと思って参ったわけです。各クラスそれぞれ工夫していろいろな授業をやっております、それぞれレジュメもつくられておりました。特に地域の近隣の方々をゲストティチャーに各クラス呼びまして、「思いやり」ということをテーマにいろいろお話を伺うことをメインにやっていたようで、例えば電車の優先席のこととか、介護の仕事をしていらっしゃる方の話とか、いろいろあったようで、とてもよかったのではないかと思います。それから、保護者向けには、外部の先生をお呼びしての、家庭での親子の会話についてのお話もあってとてもおもしろかったです。

それと、私は校長先生とのお話の中で個人的にはとてもうれしいと思ったことがありました。

というのは、新井小学校では、表彰状制度と検定制度というのをやっているというお話があって、読書については、読書の表彰状というのをつくって、30冊とか60冊とか、そういうのに達した人には、“30冊に達したで賞”というような賞で、小型ですけれども、実際に表彰状を印刷してあります。保護者の方のご協力で結構立派な模様入りの表彰状をつくってありまして、30冊とか、60冊とか、百何十冊とか、いろいろつくってあって、それに達すると校長室に生徒が受け取りに来ることができることになっているのです。実際私が校長先生とお話ししている間にも子どもが入ってきて、「先生、表彰状ちょうだい」と。そうすると、本当の表彰みたいにして、校長室で名前を呼んで、「あなたは〇〇で頑張りました」

というようなことで表彰状をあげる。何か子どもたちもすごくうれしそうで、そういう読書の冊数の表彰。それから、新井小学校で何級、何級というのを作りまして、計算についての検定という制度を設けていて、これも何級、何級というのに応じて賞状をあげるというようなことをやっているそうで、今後は漢字と水泳も検定制度というのをやりたいというお話があったのです。私は個人的に、基礎学力をつけるための動機づけとして、モチベーションを上げる、子どもたちのやる気を引き出すという意味で、何かそんなような表彰だとか検定というのはいいのではないかなどと内心思っていたところへ、もう実践されているというお話を伺ったものですから、大変うれしく思いました。

それから、27日の水曜日に、第十一中学校で公開の道徳講座がありましたので、道徳の授業を拝見しに行っていました。これも各学年で先生方がいろいろ工夫してテーマを決めていまして、1年生は金子みすゞの「わたしと小鳥とすずと」という詩を出発点にして個人の個性、自分のよさを見出そうと、そんなようなテーマ。それから、2年生は「“もったいない”の気づき」というテーマ。3年生は、日常のいろいろな写真を先生方がカラーでコピーしてくださって、何げない日常の中だけれども、人と人のかかわりの中で幸福とは何かというのを考えようというようなテーマでそれぞれやっておられて、とても工夫されていて、そんなに大上段に振りかぶったようなやり方ではないのでいいのではないかなど。それと、十一中の生徒がすごく素直で、そういうことも、斜に構えて、ばかにしたようなとか、嫌だなとかいう反応が全然なくて、素直にそういう話も乗っているし、先生との間でも信頼関係があるというようなのを感じられて、とてもいい生徒たちだなというような印象を受けました。

それから、そのときに、新宿の四谷中学校の校長先生をゲスト講師に招いて先生とか保護者が講演を伺ったわけなのですけれども、その先生のお話も、道徳についての指導要領の歴史のお話から始まって大変有益なお話でした。それと同時に、四谷中での学力向上の取り組みのお話なども出まして、オール3以上を目指す、落ちこぼれは出さないという授業を研究して、そういうことに取り組んでいるというようなお話もありまして、大変に参考になりました。

ということで、以上でございます。

<教育長報告事項>

教育長

それでは、私からは、ただいま区議会が開催されておまして、そのことにつきまして

報告させていただきます。

6月22日、25日、一般質問がございました。初めの3人につきましてはご説明しましたので、あと、教育委員会関係では6人の方から一般質問がございました。奥田議員からは、コミュニティ・スクールをモデル実施したらどうかという質問がございました。それから、吉原議員。教育基本法改正に伴い、区としてはどのように対応していくつもりかという質問がございました。それから、山口議員ですけれども、全国学力テストの結果の扱いを中野区としてはどうするのか、今後も参加するのかというような質問がございました。酒井議員からは、規範意識の取り組みにつきましてどうしていくのか、それから、保護者から理不尽な要求があった場合どのように対応しているのかというような質問がございました。それから、特色ある学校づくりをどう評価しているかというような質問がございました。佐藤議員からは、外国籍の子どもたちへの日本語教育の充実につきましてご質問がございました。それから、就学指導委員会、これは東松山市で見直したわけですが、中野区ではどう考えるかというような質問がございました。林議員からは、東中野小学校の地域の統合に伴います児童の交通リスクを解決する策はどう考えているかというような質問。それから、子どもの人口がもしふえた場合、どのようにするのかというような質問がございました。

それから、6月25日の本会議のときに、監査委員の同意案件が出まして、現管理会計室特命参事の本橋一夫が監査委員として同意されました。7月1日付で常任監査委員として任命される予定でございます。

それから、25日には議案の提案がございまして、27、28日と文教委員会が開かれました。文教委員会の概要でございますが、初めに、委員が全部かわったものですから、事業概要を説明いたしました。それから、議案が一つございまして、区立学校設置条例。これは、緑野中学校と桃花小学校が来年の4月に設置されるわけですが、そちらの設置につきまして、それから、小学校三つ、中学校が二つ廃止されるわけですが、それにつきまして条例の提案がされたわけで、賛成多数で可決されました。

それから、幾つか報告事項がございました。「区立学校の子どもをめぐる状況について」ということで、過日問題になりました啓明小学校のその後の状況につきまして報告がございました。啓明小学校につきましては、ただいま調査委員会を設置して内容について調査しているところでございます。7月中にはその調査結果を出したいというような報告をいたしました。

それから、議会の委任に基づく専決処分につきましては、後ほど報告がございます。2件、賠償したような事件がございます、このことの報告をいたしました。

それから、武蔵台小学校の校庭芝生化につきまして8月31日に芝生開きをするということでご報告いたしました。これにつきましては大分議論がありまして、いろいろな意見が出ました。芝生化につきまして今後どう進めていくのかということが中心でございますけれども、芝生化に伴うデメリットというのですか、これもあるだろうということで、デメリットにつきましてももう少し言うべきではないとか、芝生化の意義につきまして、いわゆる地球温暖化の観点からもっと積極的に進めるべきであるというような、さまざまなご意見がございます、1時間ぐらいやっていました。

続きまして、区有施設耐震診断結果と対応策につきまして報告しました。これも後ほどご報告させていただきますけれども、区立施設のうちほとんどが学校関係ですね。学校の体育館が今回新たに耐震診断したものがほとんどなのですけれども、中には耐震上問題があるという施設が大分出ておりますので、これらの対応につきまして報告させていただいております。

それから、学校統合委員会の設置につきまして報告いたしました。これは、一中・富士見中、それから東中野小学校・中野昭和小学校、この二つの学校統合委員会が新たにできましたので、報告させていただきました。

それから、都立特別支援学校との副籍事業の実施について。これは教育委員会に報告済みのことでございますけれども、こういった副籍事業を実施するというところで報告させていただいております。

それから、19年度移動教室の実施、19年度夏季学園の実施につきまして報告いたしました。

それから、これも報告済みのことですが、学校外部評価、それから東京都の行いました学力調査結果につきましても報告させていただいております。

さらに、区立学校におきます個人情報の紛失がございましたので、この件について、口頭でありますけれども、報告させていただいております。

それから、麻疹。これも先週報告させていただいておりますけれども、麻疹によります学校閉鎖。上鷺宮小学校でございますが、こちらにつきましても報告させていただいております。

以上でございます。

<事務局報告事項>

山田委員長

続きまして、事務局からの報告をお願いいたします。

初めに、「事故に係る和解について」であります。お願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、事故に係る和解につきまして、2件ございます。続けて報告をさせていただきたいと思えます。

先ほど議会の報告の中で教育長のほうからも触れられておりましたけれども、まず第1件目の「学校における事故に係る訴訟上の和解」についてでございます。

まず、事件の概要でございますが、事件名といたしましては損害賠償請求事件でございます。

当事者でございますが、原告としましては区立小学校児童でございます。被告といたしましては、その同じ小学校の同級生の両親並びに中野区を相手取ったものでございます。

訴訟の経過でございますが、昨年8月、当初、簡易裁判所のほうに訴えの提起がなされましたが、簡易裁判所の判断によりまして地裁のほうに移送されました。この提起を受けまして、10月19日から第1回目の口頭弁論が開かれたわけでございますが、ことしに入りまして3月27日に和解が成立してございます。この間の経緯につきましては後ほど改めてご説明申し上げたいと思えます。

今回のこの事案の概要でございますけれども、一昨年9月15日でございますけれども、同小学校のちょうど昼休みの時間で子どもたちが遊んでいたわけなのですが、被告の児童が原告の児童の背中を押したと。その弾みで、ちょうど同校の中庭にあります池の中に子どもが転倒いたしまして、上の前歯2本を破折し、あわせて、左上の前歯に亀裂が入ったという事故がございました。これに対しまして、背中を押したとされる子どもの両親及び中野区を相手取りまして損害賠償等の請求を求めたわけでございます。

請求の趣旨でございますが、被告らは原告に対して連帯して100万円及びこれに対する一昨年の事故の日から支払い済みまでの年5分の割合による金員を支払えという内容でございました。

今回成立した和解の趣旨でございますが、一つ目といたしまして、区は和解金40万円を原告に支払う。あわせて、被告中野区民は連帯して和解金の10万円を払うというものです。それから、原告及びその父母らは、被告らに対し、将来にわたってということでもあります。

が、本件事故に関する治療費、慰謝料、その他一切の請求を放棄するといった内容でございました。

和解の理由でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この事故につきましては、学校管理下で起きた事故であるということ、そして、そのすべての当事者による本事件の根本的な解決を図る必要があるといったようなことから、裁判所のほうから、実は当初から「和解により本事件については解決すべきである」というような考え方が示されていたわけでございます。あわせて、仮にの話ですが、判決という場合については、原告の請求を容認するといったような裁判所としての考え方もあわせて示されておりました。

実は、先ほどちょっと和解の趣旨のところでも申しましたけれども、将来にわたる医療費の請求、今回のこの100万円の損害賠償の中にはその部分は含まれてございません。慰謝料とこれまでの医療費を含めた形での100万円の請求ということで、将来にわたる医療費の請求ということについては、仮にここで判決があったとしても、将来にわたってまだその部分が残るということもございました。そういったことも踏まえまして、裁判所のほうは和解を勧告したわけでございますけれども、原告、それから被告の区民のほうからは、この裁判書の和解勧告を受け入れてもいいということで考え方が示されました。そういったことから、区といたしましても、この裁判所の和解勧告を受け入れまして、本事件については和解によって解決をすべきであるというふうに判断したところでございます。

この区が支払うべき和解金の40万円ということでございますが、和解成立後にそれについては支払ってございます。なお、この和解金につきましては、自治体総合賠償責任保険によりまして今後補てんが予定されているところでございます。

それから、事故後の対応ということでございますけれども、今回のこのような事故を受けまして、学校のほうに対しましては、事故防止に努めるということで指導を行うとともに、校長からは、教職員並びに児童に対しまして今後の事故再発の防止ということで指導をお願いしているところでございます。

訴訟上の和解につきましては以上でございます。

引き続き、学校教育担当課長のほうから、「交通事故に係る和解」につきましてご説明申し上げます。

学校教育担当課長

それでは、引き続きまして、「職員による交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定」についてご報告申し上げます。資料をごらんください。

事故の概要といたしましては、19年4月23日の午後0時40分ごろ、場所は、区役所の地下駐車場です。

状況でございますが、区の職員が運転する乗用車がなかのZEROへ向かうために地下駐車場から出発したところ、駐車場から地上に出る急なスロープのところでエンジンが停止しました。急な坂道のために一たん平らなところに移動させて再度エンジンを始動させようと考えまして、ブレーキを緩め、エンジンが停止した状態でバックさせてスロープを下りました。そして、再度停止させるためにブレーキを踏みましたが、制動せず、さらにブレーキを踏み続けましたが、そのままバックし続けて、庁有車の左後部が駐車場に駐車中の相手方の自動車の側面に衝突し、破損させたというものでございます。

和解の要旨でございますが、相手方のこうむった損害30万2,904円について賠償する義務のあることを認めまして、支払うということです。

和解の成立の日は6月6日。

区の賠償責任につきましては、本件事故は、駐車場に駐車中の相手方車両に衝突させたということで、区の賠償責任は免れないというふうに判断いたしました。

賠償額につきましては、先ほど申し上げましたが、車両の修理費及び代車使用料の30万2,904円でありまして、区に全責任があることから、区の損害賠償額は損害額と同額でございます。なお、損害賠償金は保険会社から直接支払われております。

最後、事故後の対応につきましてでございます。これの原因は、パワーブレーキの装着車ということでございまして、エンジンを切った状態ではブレーキが非常にききにくいということがございました。そういったようなことについての認識が薄かったということもありまして、そういったようなことも含めて嚴重に注意いたしました。また、分野内所属の職員全員に対しましても、そういったようなパワーブレーキの特殊性について十分に周知するとともに、安全運転、事故防止の徹底をいたしたところでございます。今後、再発防止に向けまして指導・努力いたします。どうも申しわけありませんでした。

山田委員長

ただいま2件の報告がありましたので、順に質問を受けたいと思います。

初めに、「学校における事故に係る訴訟上の和解」のことについて、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

高木委員

この事故に関しましては、昼休み中の子ども同士で背中を押したとかとありますが、特

にいじめですとかそういうものではないというふうに理解をしています。その場合、事故後の対応で、「事故の再発防止及び事故発生時の適切な対応について指導」とありますが、なかなか難しいのかなと思うのです。具体的にどういう指導なのかなというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

指導室長

休み中の遊びのルールを徹底したということでございます。ここは中庭でございます、運動場とは別のところに、ビオトープというわけではございませんが、池があるようなところでございますので、そういう場所での遊びのルールとか、休み中の遊びのルールを徹底したということでございます。これは全校において再度徹底ということでございます。

それから、小学校2年生でございましたので、低学年の子における休み時間の教師の目の配り方ということについても再度確認をしたということでございます。

飛鳥馬委員

質問というよりも、どんなふうに考えたらいいか、もし皆さんからご意見があればお聞きしたいなと思うのですが、子どものこういう事件に対して、最近、訴訟まで起こされる方が多くなっていると思うのですね。時代が時代なので、時代の変化だというふうにとらえればそれはそういうことだろうかなと思いますが、明らかにいじめであるとか、あるいは暴力事件、そういうものであれば、話し合いで解決できなければいたし方ないかなという気もしますが、今高木委員が言われたように、子どもというのはいろいろなことをやりますので、思いもかけないところで事故が起こるのですね。起こったときに、難しいのは、昔であれば、軽いものは謝る程度で済んだし、あるいはそれ以上いつている場合には謝罪と治療費ぐらいでほとんど済んでいただろうと思うのですね。ですから、訴訟までいかないで話し合いで解決してきた、そういう昔の知恵があったなと思うのですが、今はなかなかそうならないところは何なのでしょうね。やはり話し合いができないのか、あるいは権利の主張が強いのか、許せないのか、あるいは金品が絡むといえますか、治療費以外に慰謝料とかということも考えられるので、その辺のところの難しさがあると思うのです。ですから、行政としては、教育委員会としては、仕方ないなというふうなところがあるかなと思うのですが、その辺どんなふうにお考えかなということが1点あります。

それから、もう1点は、なるべく私はそういう訴訟までいかないで解決できたらいいなと思っているのですよ。というのは、特に小学生などというのは、小さい子ですと、ほとん

どここれから何十年も一緒に地域で住まわれるわけですね。隣の子かもしれないわけですよ。裁判されて、勝った、負けたとか、幾ら払ったとかというのがずっと何十年も続く関係が果たしてどうなのかなという気がしないでもないです。ということになると、お互い少し譲るといふか、歩み寄るといふか、そういうことで解決できればしたほうが子どものためにいいのだらうと思うのです。親のためではなくて、将来、子どももずっとかかわりますし、生活も一緒にすることが多いと思いますので。ですから、そういうことを考えると、裁判までいかないで解決できるというなと思うのですけれども。

そこで、そういうことを受けとめるような解決方法を区として考えられないかどうかということですね。なるべく早い時期にといいますか。そんなふうなところをどう考えたらいいかということをおっしゃっているのですけれども、いかがでしょうか。

教育経営担当課長

確かに委員おっしゃるとおり、学校の中で発生した事故でありますし、今回のような場合につきましては、原告、被告、同じ学校の中の児童、それから保護者がそういう関係に置かれるということは、通常の教育等々の中でも、正直申し上げて、余り望ましいことではないというふうに思っております。

今回の件につきましては、実際に事故が発生しましてから訴訟が提起されるまで約1年間ございました。その間にいろいろな形での双方の話といったようなことがあったわけがございます。また、こちらの被害を受けたという両親のほうから区に対して、訴訟前に損害賠償の話がございました。ただ、そういう形で損害賠償を求めるといふことになりますと、やはり区としましてもきちんとした事実関係、また損害賠償を仮に出すとすれば、その根拠というのを明らかにしなければいけないということもございますから、当然、区の内部におきましても、法規担当と教育委員会はいろいろな形で協議を重ねまして、また、事実の関係等々もいろいろ検討を重ねてきたわけですけれども、やはりそういう形で出されますと、区としましても、その場合、区として損害賠償を求められるに至った過失があるのかどうか、そういうことをきちんと判断しなければいけないということになります。その場合、いろいろ検討の中で区として直接的にこの件についての重大な過失はなかったということで判断いたしましたので、そういった形でお答えしたわけですが、やはり今回この原告になった方の場合については、そういった判断についてはこれを不服ということで、最終的には訴訟の提起という形に出されたわけがございます。おっしゃるとおり、いろいろな形の中で、やはり学校の場といったことを考える中では、できるだけ双方の話の

中で一致点が見出せるというのであれば、それはもちろん一番望ましいこととは思いますが、本件についていえば、そういった事前の過程などもございまして、結果としては一度訴訟といいますか、裁判所の判断を求めるとい形にはなっていました。そんな経過がございます。

指導室長

学校教育ということから考えますと、委員のおっしゃるとおり、子どもの心を第一に考えるということが使命だというふうに思っております。最近の傾向を見ますと、このことということではないのですけれども、子どもの間の解決と大人との間の解決、つまり保護者間の解決という部分は一致しないケースもあることは確かだなというような状況にあると思います。

教育長

後段の件でお答えというのですか、私どもの考えをちょっとお話いたしますと、やはりこういったケースが非常にふえておりまして、今までの対応ではなかなか難しいところがございます。そこで、一つは、やはり学校のほうの対応のノウハウというのですか、もう少しきちっと……。十分やっているのですけれども、こうしたことが頻繁に起こるといような状況がございますので、もう少し保護者間の間に立った学校の対応。それから、学校だけではどうしようもない場合に教育委員会としてバックアップできるような体制。マニュアルづくりも大事だと思いますし、あるいは、もう少し相談できる体制づくりとか、そんなものが課題だと思っておりますので、今後教育委員会として十分協議してまいりたいというふうに考えています。

大島委員

弁護士という立場から補足的に言わせていただくと、さっき飛鳥馬委員からもお話があったように、小学2年生というお話ですけれども、子どもなんだからいろいろなことをするのだからと。昔だったら、軽いものは、謝るプラス治療費ぐらいということで。ということは、もちろん、民法の不法行為——こういうけがをさせるなどというのも「不法行為」と言うのですけれども、その責任は、責任能力というのを認められる人間といいますか、そういう状態でないと責任も負わないのですが、その責任能力というのは大体12歳ぐらいから上というふうに一応考えられているわけなのですね。だから、いろいろな事理弁識能力とか、判断能力とかというものが小さい子どもがやったことは、法律的には責任は問えない、こういうことになっているわけなのです。

なので、本件の場合も、押したという児童はそういう意味で責任能力がないので、児童自身は賠償責任を負うということは法的にはないと思うのですね。ですが、そのかわりにといたしますか、それを管理し、責任があると言われていた区、学校、それから親、そういう人たちが責任を負うということでこういう当事者になってくるということは、ちょっと解説ですけれども。

それで、裁判まで起こしてというのは、教育的な観点からいうと好ましいことではないと思いますけれども、一面、さっき小谷松課長も言われたように、区が何らか賠償金を出すということになると、ただ親から要求されたからというだけで出したというのではだめでしょう。今回は保険金で出したということですが、保険料というのは区が出しているのしょうから、やはり公金を支出するにはそれなりの根拠が要するという意味では、裁判所の判断、和解勧告ということがある意味必要だったといたしますか、そういう面も今後出てくるかと思うのですね。今、教育長がおっしゃったように、裁判に行くまでの段階で話し合いができるような何かシステムづくりというのが必要だと思うのですが、しかし、最終的にお金を払うということになると、何らか説明根拠が要するという意味では、裁判所の判断というのが一番説得力があるわけで、それが必要な場面が多いのかなという面も一面考えますね。難しい問題ですよ。

弁護士の立場からすれば、要求する権利があると主張するなら訴訟するのは国民の権利でもあるということで、訴訟すること自体、そもそも紛争解決の有効な手段なのでですからもちろん悪いことではないのですけれども、今後も、私自身もどうしたらいいものかというのを考えていきたいと思っている次第です。

飛鳥馬委員

私も現場のときいろいろな経験がありますけれども、子どもがけが等をしたときには、今、治療費はほとんど保険で出るので、今回の場合でもそうでしょうけれども、日本スポーツ振興センターに掛金を掛けていますので、治療費は出ると思うのですね。ですから、治療費以外のところでの問題だろうと思うのですね。慰謝料、精神的なもの、損害賠償、いろいろ呼び方があると思うので、そこを事前にうまく話ができればなという気がするのですが。

スポーツセンターの保険のそれでできる範囲では、私もいろいろなことがありますけれども、例えば体育館のドアを閉めるのに、その日ちょっと台風の前で強風で、指を第一関節からつぶしてしまった子がいるのです。バーンとあおられたのですね。もう1人は、バ

スケットのリングを下げるのに鎖、チェーンでば一つとおろすわけですね。勢いづいて、ば一つと回り始めて歯に当たりまして、歯が2本飛んでしまったのですね。そういう事件とか、しょっちゅうありましたけれども、裁判も何も全然しないで済みました。結局それはスポーツセンターの保険でやっていただいたのですけれども、ちゃんと細かい決まりがあるのです。歯は1本だとだめだけれども、2本か3本飛ぶと50万円プラスしますよとか、指も第一関節だとだめだけれども第二関節は幾らとか、非常に細かい、専門のお医者さんのがあるのですね。公務災害もそうだと思うのですけれども、ああいうのがありまして、それでなるべくそうやってあげようということやってきたのです。だから、そういうことでいえば、治療費だけでいえば出してもらえるといるのがあると思うのですね。区もこういう保険を掛けていますから、区民の方がけがされても、区に責任があれば治療費はもらえると思うのですけれども、それ以外のところですね。

それ以外のところで、私、1件だけよかったなと思ったことがあります。これは子どもが故意にいじめとか暴力事件を起こしたのですね。ば一つとやったのがちょうど口のところに当たって、歯が2本折れたのですね。これは、今のスポーツセンターの第三者行為で暴力事件だと保険が出ないとかいろいろあるので、その辺、法的にはちょっと難しいところがあるのですが、ただ助かったのは何かというと、その加害者の子におじいちゃんが損害保険、傷害保険を掛けていたのです。家庭的にもなかなか大変な家庭なので、親御さんに言ってもなかなかからちがあかなくて、そういう話をおじいちゃんにしたら、「ああ、そうなの」というので、おじいちゃんが「うちは全部家族で保険を掛けているんだよ」ということで、アメリカの保険でしたけれども、傷害保険を掛けていました。で、おじいちゃんに言ったら、「じゃあ、それは保険会社に言うから、何とかしてもらおうよ」というので、おじいちゃんが保険会社に言ってくれた。保険会社に言ってくれたのだけれども、事情がよくわからないので、私、すぐその保険会社まで行って課長さんと話をして、こういうことなのだという話をしたら、そのときにもこちらで予期しない金額が傷害保険から出てきました。だから、個人的には親御さんがお子さんに傷害保険を掛けておくという時代なのかなという気もするのですよ。本当に。結局、こういうことでしょう。保険というのはそういうことだと思うので、保険を掛けているからいいというのではないのですけれども、本当にそれは助かって救われたというのがありますね。場合によっては、そういうチャンスがあれば、そういうこともありますよといえますか、そういう話も必要なのかなという気もしますね。なかなか大変な時代ですから。金額も多いしね。そういう事件が起こらな

いのが一番いいわけですが、不幸にして起こることがあるので。という経験を交えてということですが、私の意見です。

以上です。

山田委員長

今、飛鳥馬委員からご指摘がありましたように、なるべくなら訴訟という——大島委員は「国民の権利である」とおっしゃっていますけれども、なるだけそういうことが起きないように。もちろん治療費などの補償については新入生に入ったときに十分なお説明をいただいているし、事あるごとに養護教員あたりからのご説明もあると思うのですが、それプラスアルファの場合にどうするかということ。今の大人社会が、何かあればというふうな形をつくってしまったというのは非常にいけないのではないかなと思いますけれども、そういう時代なのだということ、僕は医療関係なので、今の話の中で、過失があるかどうか非常に難しいところがありますよね。

今、医療現場で、無過失についての責任保険をつくろうではないかという運動があります。これはなぜかといいますと、ご承知のように、産科領域では、小児麻痺等で産まれますと、その小児麻痺の子どもに対しての補償は2億円とか3億円ということが判例としてあるのです。ところが、その判例が出るまでに10年かかってしまったということがあるので、もちろんドクターの責任があるかないかは別に考えますけれども、一時的に基金をプールしておいて、一時的に2,000万円先に払うとかという無過失責任保険制度をやったらいいのではないかということ、日本医師会と厚生労働省が今もんでいまして、恐らくそれはオーケーになるように聞いております。それが将来的には産科だけではなくてほかのところも、無過失ということについて先に一時金を支払って、その後で協議をするというふうな世の中が変わってくるようなことをちょっと聞いております。

実はそういったことがありまして、産科のドクターがなかなか給料が上がらない割にはリスクは非常に高い、所得がローであって危険はハイであるということで、産科のドクターが現場から遠のいてしまっているということが実際にはあります。そういったことで、無過失ということがこれから少し国のほうでも考えられるのかなということがありますので、学校の中の子どもたち同士のこと、それが過失があるかないかということ自体を争うのも非常に苦しいのではないかなと思うので、そんな方向も出てきているのかなということで、ちょっとだけコメントさせていただきます。

そのほかにご質問ございますでしょうか。

では、第2点目の「交通事故に係る和解及び損害賠償額の決定」に対してのご意見はございますでしょうか。

これまでこういった交通事故に係る和解とか損害賠償額、余り教育委員会の報告事項に上がったことはないかと思うのですけれども、これについてきょう報告事項に上がった経過についてはどのように理解したらよろしいでしょうか。たしか、今まで報告については余りなかったと思うのですね。

教育委員会事務局次長

それは、恐らく、事故自体がなかったということだというふうに考えております。交通事故が起これば、区のほう加害ということになれば、和解等の結論が出ますので、ご報告しているところだと思いますので。

山田委員長

今までなかったということですか。

教育委員会事務局次長

そのようにご理解いただければと思います。

山田委員長

特にご意見ございませんか。

それでは、続きまして、第2点目でございます。「区有施設の耐震診断結果と対応策について」、お願いいたします。

教育経営担当課長

それでは、引き続きまして、区有施設の耐震診断結果と対応策につきましてご報告をさせていただきます。

まず1点目は、耐震診断の結果の報告でございます。区有施設のうち、耐震診断をまだ実施していなかった施設がございまして、昨年18年度にその未診断の施設につきましてすべて診断を行いました。このたび、その診断結果が出ました。昨年行った耐震診断はほとんどが学校の体育館。教育施設の関連施設におきましては、体育館以外はすべて耐震診断が終わっていたのですけれども、体育館だけがまだ残っていたということで、昨年度補正予算をとりまして実施をいたしました。

その結果はこちらの表になってございます。その前に、裏のところに性能評価のコメントがあると思いますので、こちらでちょっと確認しておきたいと思います。

耐震診断の性能評価につきましては、AからDランクまで4ランクに分かれております。

Aランクにつきましては、ここにございますとおり、「安全と思われます」ということで、Aが出ればとりあえずほっとできる状態なのですが、問題はB、C、Dとなりまして、Bランクの場合につきましては「耐震性能は比較的高いランクですが、補強することをお勧めします」、Cランクの場合は「補強が必要です」、Dになりますと「大規模な補強及び改築が必要だと思ひます」ということで、Dになりますと一番危険度が高い、Aの場合は安全というような、この4ランクがございます。

またもとに戻りまして、昨年行ひました診断結果でございますけれども、神明小学校と多田小学校の2校の体育館はAランクでございました。ただ、それ以外の26施設につきましては、Bランクが桃三、野方等の7カ所の体育館、それからCランクにつきましては、塔山、中野本郷等、15カ所の体育館、Dランクにつきましては、六中、七中等の4カ所ということでございました。

昨年の結果はこのような形でございます、それ以前に実施したものにつきましては、次の表に出てございます。これは、平成17年度以前に耐震診断を行つた施設のうち、Bランク以下の施設ということでございます。当初診断を行ひましたすべての施設がここに記載されているわけではございません。B、C、Dというふうな評価が出たものにつきまして、その後に耐震補強を行つている施設につきましてはこの表の中にございません。したがひまして、これは耐震診断を行つてB、C、Dであるけれども、まだ補強が行われていない施設というふうにご理解いただきたいと思ひます。

そういった施設はどこかといひますと、まずBランクでございますけれども、このBランクの中ほどから下、もみじ山文化センター西館、それから桃園小以下21の学校の校舎でございます。一部体育館も含まれてございます。それから、Cランクのものにつきましては、野方図書館、八中の体育館、Dランクにつきましては西中野小学校の体育館というふうになってございます。なお、鷺宮図書館につきましては、これは既に報告をさせていたたいたとおりでございますけれども、今年度中にこの耐震改修を行ふ予定になってございます。

それから、小・中学校の校舎でございますけれども、C、Dランクにつきましては、既に耐震改修を完了してございます。したがひまして、小・中学校の校舎につきましてはまだ耐震改修が行われていないというのは、この表にございますDランクのもののみでございます。

次の4番目の「区有施設における耐震改修の基本方針」でございます。今後の方針とい

うことで基本的な考え方を整理してございます。

一つ目といたしましては、C、Dランクが比較的危険度が高いと言われている施設でございますが、これは早急に手をつけたいということで、原則、来年度19年度、20年度に改修の工事を行いたいと考えてございます。

それから、Bランクでございますが、こちらのほうは施設数もかなり多うございます。そういった中で、今後策定いたします耐震改修計画の中で、その改修の考え方、あるいは改修の年次等を改めて示したいというふうにしてございます。

それから、3番目でございますが、今後、施設の廃止、あるいは改築・統合等が予定されているものにつきましては、応急補強や建築材の落下、また飛散防止等の安全対策を講じるということとしております。

最後、4番目ですが、C、Dランクで耐震改修や応急補強が困難である場合。これは非常にレアなケースかと思いますが、そういった部分につきましては、施設の使用について中止という判断もあるということでございます。

今後のスケジュールでございますけれども、先ほど申しました耐震改修計画につきましては、8月上旬をめどに策定をするということとしてございます。その後、区民や利用者、保護者の方への説明等を行った後、今後の耐震改修に向けて必要な補正予算等を組みまして、実施設計等に入っていくという予定としてございます。

なお、学校施設につきましては、ほかの施設と違いまして、今後、これの耐震改修を行っていくことになると相当なお金を要します。その場合、国の補助等を受けるということになってくるわけですが、その補助要件に、学校施設につきましては専門機関による評定を受けるということが一つの条件になってございます。耐震診断を行って、実際に改修工事に入る前にその耐震診断を行った機関とは別の第三者機関で改めてもう一度評定をした上で、より正確な形での耐震改修を行うというような、1ランク、一つのクッションが入りますので、そういったこともございます。

いずれにいたしましても、これから取り急ぎ耐震改修計画の策定を進めていくことを予定しているところでございます。

山田委員長

ご質問ありましたら、お願いいたします。

飛鳥馬委員

表を見ると、特に体育館がたくさんあるわけですがけれども、同じ時期ぐらいにつくった

体育館でもAからDまでであるという、それはどう考えたらいいのでしょうか。建築基準法の耐震基準の結果なのか、あるいは施工の問題なのか、何かわかったら教えていただきたいということが1点。

もう1点は、これもちょっとわからないので教えてほしいのですが、耐震改修というのと補強というのはどんな違いがあるのでしょうかということですね。

教育経営担当課長

後段の耐震改修と補強ですけれども、済みません、言葉の使い方がちょっとちゃんぽんになっていたようですが、基本的には補強工事、あるいは耐震の改修工事は同じでございます。

それから、今回、耐震診断を行って、AからDランクまでちょっと分かれてしまいましたけれども、基本的には、体育館も幾つかの構造のパターンがございます、鉄骨づくり、あるいは鉄筋コンクリートづくりと、種類も幾つかございます。そういった部分もございますし、また、建築年次、その後の経過の年数等もあります。それからまた、個別の立地条件といいますか、そういったものもございます。耐震診断をするに当たりましては、かなり詳細にコンクリートの抜き取りの検査であるとか、耐震構造のコンピュータ解析であるとか、いろいろな要素を含めて総合的に判断してございますので、そういったことで幾つかランクが分かれるというようなことになってございます。

教育長

耐震改修と応急補強ですけれども、これはちょっと違うのですね。耐震改修というのは、改修したことによってAランクまで持っていくということでございます。応急補強というのは、Aランクまで持っていくのが難しいような場合には、当面、地震等にある程度安全性のあるところまで補強していく、そんなような意味でございます。

山田委員長

私のほうからです。ちょっと確認いたします。

2ページ目にある17年度以前に耐震診断の施設で性能ランクB以下の施設については、耐震改修を完了しているということでいいのですよね。それはよろしいですね。

教育経営担当課長

はい。

山田委員長

今回、1ページ目にある18年度に耐震診断を実施した施設について、一番後ろにあるC、

Dランクの施設については原則19年度、20年度で耐震改修工事等を実施する計画案をこれからつくるということでよろしいのですね。

教育経営担当課長

はい。

山田委員長

そうしますと、Dランクの中にある該当の体育館ですけれども、再編計画と絡んでいる学校がほとんどですよ。例えば六中と十一中ということもありますし、中央中は九中ということもありますし、中野富士見中は一中と。となりますと、もちろん、Dということですから、早急に手当てをしなければいけないですけれども、近い将来はそれが統廃合によって子どもたちが使わない施設となるところです。そういった場合に、せっかく公費を入れて耐震補強したわけですから、それはなるだけ区民のために使えるように考えるのが普通だと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

教育経営担当課長

今回、Dランクの中に、今おっしゃったとおり、そういった再編対象ということがありますけれども、先ほど申しました基本方針の中の(3)に、今後この区有施設の廃止、改築・統廃合が予定されているもの、これは当然、学校再編が含まれているわけですが、そういった場合につきましては、応急補強——これ、済みません。私、先ほどご質問を勘違いいたしました、耐震補強と耐震改修というふうに理解してしまったので、申しわけございません。先ほど教育長のほうから補足でご説明申し上げましたけれども、完璧な形というわけではないのですけれども、基本的には応急補強がどのぐらいのレベルまでできるかということ、これから改修計画の中でもう少しきちんと整理を詰めていかなければならない部分かと思えます。当面、応急補強を行う中で、将来的に再編等が近づいて全面的な改築とかあるかと思えますけれども、そういった対応策を当面とると。既に体育館の場合につきましては、天井材の落下の防止だとか、窓ガラスの飛散防止等々は行ってございますので、そういったものも含めて応急補強の実施を図った上で、将来的な再編等の段階で抜本的な形で改築も含めて対応を図っていくということになろうかと思えます。

教育委員会事務局次長

今、委員長からのお話として、補強し、区民の皆さんの利用をというお話の部分についていえば、例えば、中央中などにつきましては、新校舎への改築というようなこともありますので、手をかけて、後の利用というのも考えられないということになりますので、そ

ういったことも含めて全体を考えていかななくてはならないというふうに思っております。

山田委員長

非常に大切なことだと思うのですね。今後、国のほうの基準に合った、もう一度耐震診断を受けて補強なり改修計画をつくる段階で、再編との絡みでどのようにするかということとはかなり慎重に議論を尽くして、子どもたちのために、また、将来的には国のためにどうしていくかということ協議、議論しなければいけないのかなと思いました。

教育委員会事務局次長

先ほど委員長のお話の中で、ちょっと確認させていただきたいのですけれども、裏面のところの、委員長から「確認ですが」と言われた部分は、17年以前に耐震診断をして、Dはなかったと思うのですけれども、Cだったものについては耐震診断したのですよねというお尋ねでよろしかったでしょうか。

山田委員長

これは、そういった診断が出て、「耐震改修を完了している」という下の文章がありますよね。これはどうとるのかなと。

教育委員会事務局次長

そういったことでは、まさに※の部分というのは、小学校の校舎、17年以前に耐震診断して、C、Dだったものについては耐震を完了してございます。

Bランクのものについては、ここにありますとおりで、例えばBランクのところに学校名がございませけれども、それはBランクで残っているということでございます。

山田委員長

はい、わかりました。

教育改革担当課長

(2)のところで名前が載っておりますのは、耐震診断が終わってはいるけれども、まだ補強が終わっていないというものが載っているわけです。

最初の診断を行って、Bランクのところに21校名前が載ってございますね。小・中学校合わせて全部で43校ありますので、残りの半分の学校というのは、当初からAランクだったか、あるいはCランクだったか、どちらかだったわけですね。Cランクと判断されたものについては、校舎についてはすべて改修が終わっております。したがって、このCランクのところには、体育館が一つ載っておりますけれども、校舎は一つもない。Cランクで診断を受けた校舎についてはすべて補強は終わってございます。校舎についてはDランク

の評価のものは当初から一つもございませんでした。

飛鳥馬委員

そうすると、体育館はまだですということですか。18年度の耐震診断のDのところには体育館がありますけれども、これは校舎ではないのでまだですという理解でよろしいですか。

教育経営担当課長

ちょっと詳しく申し上げたいと思いますが、ここに28の体育館の診断結果が出てございますけれども、実は、小・中学校全部合わせますと、体育館は44ございます。43校ですけれども、八中だけ二つ体育館がございますので、全部で44施設ございます。そのうち、法改正以降に比較的新しい段階でつくられた体育館、初めから耐震構造になっている範囲です。これが4体育館ございます。それから、耐震が終わっているというか、18年度以前に診断を済ませている体育館が12ございます。合わせますと16。残りの28がまだ未診断で、去年の段階ではまだ診断が終わってなかったということになるわけです。それを急遽、昨年実施して、結果を出したら、こちらにあるとおり、AからDまでの結果が出たというものです。

教育委員会事務局次長

飛鳥馬委員のご質問は、恐らく(2)の17年以前に診断したもののうち、Dという評価の出たものについては終わっているのかというご質問でよろしいのでしょうか。

飛鳥馬委員

(1)のほうの、18年度の耐震診断は、診断は終わっているのだと思いますけれども、改修はまだでしょう。

教育委員会事務局次長

いずれも、ここに載っているものは今後改修をしていくというものでございます。

飛鳥馬委員

ということは、体育館を使っているということですよ。

教育委員会事務局次長

そういうことです。

飛鳥馬委員

Bだけでも、使っていると。

教育委員会事務局次長

そういうことでございます。

飛鳥馬委員

そこも大事なところで、至急やらなければならない箇所ということになりますね。

教育経営担当課長

当面の課題としての窓ガラスの飛散防止、それから天井材の落下防止、これはすべての小・中学校の体育館で既に終わってございます。Cランク、Dランクについては、今年度、来年度、早急に一部やるということは、応急的な対応としての窓ガラスの飛散防止とか、天井材の落下防止ではなくて、要するに抜本的な補強の工事でございます。そのことによりまして、Cランク、DランクのものについてはAランクまで底上げをするということでございます。

高木委員

聞いているうちにわからなくなってしまったので確認をしたいのですが、(2)「平成17年度以前に耐震診断した施設のうち、性能ランクがB以下の施設」のところ、例えばCの野方図書館、第八中体育館とDの西中野小体育館については耐震診断が終わっているということですが、耐震改修、応急補強は終わっているのですか、終わっていないのですか。

教育経営担当課長

終わってございません。

高木委員

終わってないのですね。はい、わかりました。

教育経営担当課長

(1)、(2)に載っております施設は、すべてまだ改修が終わっていないものです。

高木委員

終わってないのですね。

教育経営担当課長

はい。

高木委員

わかりました。

それでお聞きしたいのですが、その中に野方図書館というのが入っていますが、先般、鷺宮地域センターの改修のときに、一緒に野方図書館の部分を改修して、大分狭くなってしまったという話が出たと思うのですけれども、野方図書館に関してはそういうのはどうなのですか。あるいは、ほかの体育館に関して耐震改修や応急補強をやった場合に、何か

使い方が制限されるようなことがあるのでしょうか。

中央図書館長

ちょっと1点説明させていただきますと、鷲宮図書館については今年度10月から工事をいたしますが、野方図書館については今年度中に工事の予定はございません。それは、財産管理分野のほうの判断ですけれども、恐らく、災害時に地域本部等として活用する地域センターがあるということも踏まえての判断だというふうに考えております。

ですので、野方図書館につきましても、耐震補強の必要性はあるという結果にはなっておりますけれども、具体的にどのような形で補強工事を行うのかという設計についてはまだ着手してございませんので、使い方がどのように制限されるかということも今の段階では何とも申し上げられない状況でございます。

なお、建物の形状ですとか、補強工事の手法はさまざまあるようでございますので、建物の性質に応じた補強の手法はとられると思いますので、それによって利用の制限がどの程度生じるか、あるいはほとんど支障がないかというのは、ケース・バイ・ケースになるかと思えます。

山田委員長

もう1点なのですけれども。

そうしますと、体育館は全部で6個ぐらいがC、Dランクということになるわけですが、住民に開放している体育館も多々あると思うのですね。なおかつ、再編・統合で体育館が使えないからということで何とか確保してくださいというお話も来ているので、これから再編・統合を踏まえたときに、学校施設がいわゆる有効利用されている校数といえますか箇所が少なくなるということで、区民の体力向上などを私たちはやらなければいけないのにどのようにしたらいいかということは非常に大きな問題ではないかなと思いますので、その辺、私たちも十分注意をしながら、現状どのぐらい使われているのか、改修しているときに果たしてどのぐらいその影響が出るのか、それに対してどのように対策しなければいけないのかというのはちょっと大きな話になるかなと思って、きょうの話を聞いてやはりちょっと心配だなというふうに感じました。私たちも十分議論しなければいけないなと思っています。

ほかにご意見ございますか。よろしいでしょうか。

では、3番目、「地域生涯学習館の臨時休館について」、お願いいたします。

生涯学習担当参事

それでは、地域生涯学習館の臨時休館につきましてご報告を申し上げます。二つのパターンがございます。

一つが、第一中の地域生涯学習館で、これは学校再編に伴います校舎等の改修工事にかかわりまして、普通教室、特別教室等を改修するために、物品をこの生涯学習館の棟に搬入をするということとあわせて、生涯学習館等でも工事を行うといったこと、また、生涯学習館は体育館の管理もしておりますが、体育館につきましては、工事の現場事務所の機能を持たせるといったようなことから、7月20日から9月3日までの間、休館にするものでございます。

次に、二つ目といたしまして、江原小学校、若宮小学校、桃園小学校の生涯学習館につきましては、毎年行っております施設整備、これは小破修理を集中的に行うこと、そして備品の総点検のために8月12日から18日までの間、臨時休館をするものでございます。いずれも、ここに記載してございますような方法をもちまして周知を図っておりますし、今後周知を図る予定でございます。

なお、一中につきましては、期間が長期にわたるといったことから、4月23日と6月4日に施設利用者へのこの改修工事全体の説明会を開催した折に、生涯学習館の臨時休館につきましてもあわせてご報告をし、利用団体等からは既にご了解をちょうだいしているという状況になっております。

以上でございます。

山田委員長

ただいまの報告に対しまして、ご意見、ご質問ある人はお願いいたします。特にございませんでしょうか。

今、第一中学校のほうの地域学習館を利用している方たちに対してのご案内をされているところですが、それに対して何かご意見等はございますでしょうか。

生涯学習担当参事

運営委員会ももちろんすべて持っておりますが、運営委員会の委員長等とも事前に十分協議をいたしました上で、ご理解を賜るべく説明等をいたしましたので、そういった関係ではクレーム等は一切まいっておりません。

飛鳥馬委員

一中は体育館が工事の本部になると。そうすると、夏の部活等はどうですか。代替が何かありますか。

指導室長

部活につきましては、統合予定校の富士見中ですか、近隣の小学校等をお借りするというふうになってございます。

山田委員長

ほかにご意見ございますでしょうか。

再編・統合ということで、子どもたちにもいろいろ迷惑をかけるかもしれませんけれども、こういった意味では、近隣の方たちにもいろいろご迷惑をかけることになるので、我々も心して、新しい学校をどのようにつくるか、どのような地域に根づいた学校にするかというのは非常に大切なことなのだなと、きょうの報告を聞いて感じました。ありがとうございました。

そのほかに報告事項ございますでしょうか。

教育経営担当課長

防犯ブザーに使用します電池の破裂事故につきましてご報告したところですが、それに伴って、防犯ブザーを子どもたちからそれぞれ回収していったところなのですが、この間およそ1カ月くらい、子どもたちは防犯ブザーがないような状態で、非常に不安なことだったと思いますが、今回、このボタン電池の破裂につきましても、一応原因等がわかりまして、早急に防犯ブザーを子どもたちのもとに戻すと。これは新しく購入して返すということでございます。前に使っていたものと同じ型のものですけれども、新規に購入いたしまして、それで一昨日と昨日でございまして、回収したすべての子どもたちのほうに学校を通して防犯ブザーのほうを配付いたしました。これで、先ほど申したとおり、ようやく1カ月間の空白を埋めることができたということでご報告をさせていただきます。

山田委員長

何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

この防犯ブザーの回収と、今買われたということですが、これの予算はどのようになっているのでしょうか。

教育経営担当課長

今回回収して新たに防犯ブザーを買ったわけなのですが、約7,000個ほど買ったということで、百四十数万円と。これは臨時の出費でございまして、区の予備費のほうから充用いたしまして買いそろえたということでございます。

大島委員

回収した、提出した子どもに限定して新しいものをあげたということによろしいのですか。

教育経営担当課長

はい、そのとおりです。今回、六十数%の子どもから防犯ブザーを回収できたわけですが、回収した子に対して今回もう一度配り直したということでございます。

山田委員長

ほかにございませんでしょうか。

ありがとうございました。

以上で、本日予定いたしました議事は終了いたしました。

ここで傍聴の皆さんに7月の教育委員会の予定につきましてお知らせをいたします。

再来週になりますが、7月13日の教育委員会は第八中学校の訪問と生徒との対話集会のため、教育委員会の会議はありませんので、お間違えないようお願いいたします。したがって、7月の教育委員会の会議は、7月6日、20日、27日の予定です。

これをもちまして、教育委員会第23回協議会を閉じます。

午前11時22分閉会